

# 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

## 第4回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

## 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第4回）

### 議事次第

日 時：令和2年12月4日（金）15：00～17：00

場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンタールーム14A（14階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）ヒアリング

3. 閉 会

○金子室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、ウェブ会議も併用し、栄留構成員、榎本構成員、大谷構成員、田中構成員、中村構成員、永野構成員、堀構成員、前橋構成員はウェブでの御参加となっております。

また、多田構成員の代理として、吉野様に御出席いただいております。

池田構成員と久保構成員は御欠席とのことです。

今回は、ヒアリングをお引き受けいただきました社会福祉法人慈愛園シオン園キッズケアセンターの久佐賀眞理様、社会福祉法人麦の子会の北川聡子様、公益財団法人全国里親会の岩橋泉様の3名にも御出席いただいております。

それでは、これより先の進行は相澤座長にお願いいたします。

○相澤座長 座長の相澤でございます。師走に入り、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子室長補佐 それでは、資料の確認をいたします。

資料1が久佐賀様の提出資料、資料2が北川様の提出資料、資料3が岩橋様の提出資料、ほか参考資料です。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。ないでしょうか。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の進行につきましては、大変お忙しい中、ヒアリングに御協力いただきます3名の方の提供資料に基づきまして、それぞれ20分程度で御説明いただき、質疑応答の時間を20分ほど設けるようにしたいと思います。

まず、久佐賀眞理様、次に北川聡子様、次に岩橋泉様の順番に行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、久佐賀様、資料1の御説明をお願いいたします。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） スライドの2枚目を見てください。全国の児童家庭支援センターの設置数と未設置の自治体を挙げています。このように各県で児家センに対する使い方、生かし方は様々です。

スライドの3枚目です。児童家庭支援センターの特徴ですが、実施すべき内容5項目は示されていますが、国の方針が見えにくく、県によってばらばらです。設立母体によって活動展開も異なります。

また、周辺の資源の配置状況や地域特性、市民のニーズに応じて千差万別です。使い勝手のよさが災いして、固有の存在価値や共有すべき専門性が分かりにくいと言われてい

ます。

ですから、今日のお話の内容は児童家庭支援センターを代表するものではないということをお承知おきください。

スライドの4枚目です。キッズケアセンターの紹介に入ります。

熊本県にある唯一の機関でした。担当地域は2市4町、職員はセンター長以下、常勤の心理士と非常勤の相談員2人です。予算は運営事業補助金として1220万円で、人件費割合が92%になっています。指導委託件数は37件で、これは日本一多い数で、委託費はゼロです。

キッズケアセンターはどのようなところか、その活動の特徴から見ていきたいと思えます。真ん中に全国の平均数を挙げておられますので、キッズケアセンターの特徴を比較しながら挙げてみたいと思えます。

キッズは、訪問の件数が多いこと、心理療法が多いこと、相談所からの指導委託件数が多いことが特徴です。

背景には、熊本県の児童家庭支援センターの方針があります。今度つくられた熊本県社会的養育推進計画ではミニ児相の役割を期待されています。市町村と児童相談所をつなぐ役割を担うので、ソーシャルワークや心理などの専門性を生かした相談対応などを行うミニ児相の機能を持つということが書かれています。

また、相談所が遠隔地での虐待などへの初期対応ができないために、子どもの安全確認や一時保護への協力を行うということも明文化されました。しかし、この点については現在協議中です。

スライドの7枚目を御覧ください。支援内容から見る特徴です。

キッズケアセンターの場合には養護、特に虐待件数が3割を占めています。ここに書いてある「Aセンター」は比較のために挙げたものですが、このAセンターは教育委員会とのパイプが太いところです。ですので、支援内容は全く違っています。

また、初回の相談経路を見ても特徴が出ています。キッズケアセンターの場合は児童相談所から上がってくる相談が5割弱を占めています。その次が家庭や親戚からですが、子ども本人から相談が上がってくることは今のところほとんどありません。つまり、キッズケアセンターはある機関から相談が上がってくるのが一つの特徴です。

キッズケアセンターが他機関とどのような連携状況かという御質問がありましたので、そこに会議についての資料を上げています。児童相談所との定例連絡会が月に1回、本体施設と里親や総括とのケースの受理会議、方針決定会議が月1回、そのほか、各自治体の要対協の会議、またはケース会議が担当の自治体から多数上げられてきます。個別のケース会議が学校ごとに開かれますので、かなりの数を占めていることになります。

児家セン、キッズケアセンターが扱っているケースについて少し報告させていただきます。

子どもの声を聴くという視点からの事例紹介です。キッズの場合には、子どもは心理士

が対応し、親は相談員が対応するという役割分担をしています。なので、プレイセラピーを利用しながら子どもの生活状況や子どもの気持ちを把握していきます。

ケース1は、2歳と4歳の女の子のいるシングルマザーの御家庭です。洋服の汚れ、臭いやおむつかぶれなどで保育所が保護を求めてネグレクト通報をしたケースです。

心理士が保育所を訪れて、子どもたちとの面接を行いました。遊びの中で誰と一緒に住んでいるのか、朝御飯は食べたのだろうか、ママに何をしてもらいたかったのだろうか、ままごとを通してそういう言葉かけをしながら、子どもの気持ちを把握していったり、家庭の状況を把握していっています。その中で見えてきたのが親も虐待体験を持っていることであったり、また、遊びの中で見えてきたのは子どもたちが非常に不安定な状況にあることです。

しかし、保育所の送り迎えでママに飛びついていく姿や早く帰ろうという言葉かけなどから、この母子は分離を望んでいないと私たちは判断しました。親の安定が子どもの安定につながると考え、現在は相談員が生活物資を持参したり訪問を繰り返す中で支援の輪を広げているところです。

2ケース目です。子どもにとって、言う権利と同時に言わない権利を尊重しているという事例を紹介したいと思います。

小学生の男の子です。前の暮らしより今の暮らしのほうがましだと現在の保護者をかばう小学生です。この子どもさんは実母とそのパートナーからの暴力で保護されました。その後、離婚していなかった養父がその子どもたちを引き取り、現在は養父とそのパートナーと一緒に暮らしています。

ある日、相談員が養父からの暴力で起きた体のあざを発見しました。しかし、子どもは前の暮らしよりまし、これは暴力ではない、自分が悪かったということを主張します。相談員は、どの人もたたかれたり蹴られたりするのはいくことなのだということだったり、親やお友達から暴力を振るわれることを我慢する必要はないこと、子どもが安心して暮らすにはいろいろな大人に相談するのが大事なのだということを伝えて、子どもの了解を得て、再度養父へ指導を入れました。

子どもが事実を隠していると思われるときでも、子どもたちの気持ちを無視して支援者が勝手に動いてしまうと今の生活を取り上げられてしまうことになります。児童相談所と相談しながら、緊急性、重篤性を見て、無理強いしない方向で生活が改善されるような取組を進めています。

3つ目のケースです。できるだけ本人が納得してステップを踏んでいけるようにということ意識したケースです。

病院受診を嫌がって暴れる中学生です。学校内で徘徊したり、ナイフの持ち歩き、破壊的な行動で、学校は入院を希望しました。センターは暴れるからと入院を強調すれば本人の大人不信はますます増長されることを主張し、話し合いを提案しました。本人、親、学校、児家センで話し合いを持つ中で、自分をコントロールできなければ病院の力を借りようとい

うことを提案しながら、ルールをつくってやってみては振り返る中で病院の力を借りることに子どもが納得して承諾していったケースです。

〇〇をしたから罰としての入院、罰として一時保護に預けられたと子どもたちが捉えないように、子どもとステップをつくって、入院や一時保護に至るまでの関わりを進めることを目指していますが、学校などはほかの児童の安全・安心もあり、一挙に事が進んで、子どもの納得のいかない結論になってしまうこともあります。何をされるのか分からない、遠いところに連れていかれたと感じないように、私たちも早めの介入を望んでいます。

最後のケースは、児童養護施設を退所した18歳未満の子ども意思決定と最善の利益のはざまの難しさです。特に18歳未満の子どもたちが施設を出て、枠のない家庭に移ったときのことが気になります。

高校入学前に施設を退所し、センターと市の行政で支援を始めた中学生のその後です。保護者の精神科退院を機に、施設を退所しました。施設では大学進学を口にしていましたが、自宅に帰り高校進学をした後は生活リズムも崩れて欠席が続いて、とうとう退学してしまいました。生活保護受給世帯でもあり、金銭管理ができず、電気が止まったこともあります。その後、市行政も世帯支援を見直し、関係者を増やしてくれました。

施設退所後の15～18歳の支援については、本人の意見はどうしても安易な方向に流れてしまう傾向にあります。退所に向けたアセスメントが甘かったということもあるかもしれませんが、退所後の生活の体制づくりなど、児童家庭支援センターと市町行政との連携に課題を感じています。

キッズケアセンターと子どもとの関わりです。今の事例等で御理解いただけたと思いますが、センターは原則予約制で、心理士が子どもの面接を担当し、低年齢児は遊びの中で子どもの生活状況や気持ちを把握しています。

センターへ来所することが難しいケースは、心理士や相談員が保育所や学校へ出かけて行って、面接の部屋をつくってもらい、面接を実施しています。スクールカウンセラーや行政にいる心理士と異なるのは、対象に虐待や不適切な養育がかなり見られる場合、指導委託となった場合、または児童相談所の対象ケースではないと判断され、関係機関が対応に苦慮しているケース等がキッズケアセンターに紹介されてきます。

キッズでは、親の改善が見られないと子どもの変化も期待できませんので、民間のよさを生かして、時間外訪問や生活全体の支援等、センター自身が関係機関からの支援を受けながら、家庭の扉が支援に向かって開かれていくように関わっています。フードバンクからの食べ物の提供を受けて、それを持参して家庭訪問をしたり等々がそのようなことです。

子どもの学校に行かない、家にいたいなどの言葉をそのまま信じるのではなく、行けないのではないかと、家から離れられないのではないかと考えながら、分離の前の小さな改善を目指しています。

児童家庭支援センターにおけるアドボカシー活動の特徴です。施設や一時保護所の場合には保護者と分離された中でのアドボカシー活動になりますが、児家センの場合には環境

の変化が少ない中での活動になるため、親のことを気にする子どもたちから本音を聞き出すのはなかなか難しいところがあります。ほとんどの子どもが親や家のことを話すのにちゅうちょします。継続面接児童の場合には親から口止めされている子どもたちもいます。何より子どもの中にある親や家庭に対する思いが子どもの口をためらわせているのだと思います。

児家センの活動の中でアドボケイトに期待するのは、ケース会議への参加です。私たちのケース会議は、ほとんど子どもが参加することはありません。大人だけが対応に苦慮して会議を開いている場合がほとんどです。これからは子どもを入れた会議がなされていく中でアドボケイトの活動を期待したいと思います。

児童家庭支援センターの課題です。虐待相談件数が増加し、児童相談所の対応が限界を超える中で、児家センは有効に活用できる機関だと認識しています。しかし、業務に専門性が求められているにもかかわらず権限や予算措置が低く、中途半端な状況です。研修体制もありません。これは全て各県に任されていて、国の方向性が見えにくいことにも原因があるかと思えますというのが現場からの意見です。

以上です。

○相澤座長 御丁寧な説明をどうもありがとうございました。

それでは、久佐賀様の発表の内容について、構成員の皆様から御質問や御意見を頂戴できればと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

では、川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 川瀬と申します。お話をありがとうございました。

とても印象に残ったのはケース2で御紹介いただいた、言う権利と同時に言わない権利も尊重するということと、私たちが意見表明権と言ったときに、さも子どもが自分の考えていることや思っていることを言うことがすごくいい状態なのだという先入観を持って接してしまっていることがあると思うのですけれども、子どもが意見を言わない背景には何があるのか、何を避けようとしているのかとか、家族に対する思いを酌んで接していくことがとても大事なのだと思いました。

質問を2点させていただきたいのですけれども、1点目は、16ページで児家センは権限が中途半端だと最後におっしゃっていただいたと思うのですが、実際に活動をされている中でどういう権限が付与されるともっとスムーズに活動しやすくなるとお考えなのかというところをもう少し詳しくお話を伺いたいと思っています。

2点目なのですが、児家セン、キッズケアセンターのほうで家庭に関わっていくときに、閉ざされた家族をだんだん開いていくような働きかけをされているのかなと聞いておりました。閉ざされた家庭はリスクが高いと思うのですけれども、その家族が開いていきながら、積極的な選択として支援につながっていくような姿勢の変化が見られるのはどういうところが転換点になっているのかをお伺いしたいと思います。

以上の2点をよろしく願いいたします。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） ありがとうございます。

1点目の権限についてですけれども、私たちは要対協のメンバーであること以外には、指導委託を受けている場合にはまたあれですが、どういう権限がというのほううまく答えられません。2つ目の質問から先に答えさせてください。

閉ざされている家族を開いていくところが私たちも力を入れているところです。まずは家族に会うところからとても苦労があります。ですから、スタッフたちは早朝、保育所で待ったりとか、夕方、夜の時間を使いながら家庭訪問をしているのですけれども、家族にとって一番必要だと思うことは、どの機関からも批判はされてきた。その結果が扉を閉じていったのだということは共通して言えることです。ですから、家族のそれまでの苦労を認めるというか、そのことをねぎらうことが一番扉を開いていく。そして、当たり前のことなのですけれども、相手が一番困っているところに手を差し伸べていくことが扉を開いて生きるきっかけだと思うところです。親が扉を開くと、私たちも子どもたちに接触していくことができますので、まずはそこのところが一番重要かと思っています。

権限については、後で考えてから、また厚労省に送りたいと思います。ごめんなさい。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

家族が外に開かない理由があるのだらうと思うのです。今、批判されてきたとおっしゃっていたところはその通りだなと感じながら聞いていました。家族が安心して頼れる体制をどうつくるかが大事なのだなということを今のお言葉から改めて感じました。ありがとうございました。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、栄留構成員から御質問をよろしくお願いします。

○栄留構成員 ありがとうございます。

1点なのですけれども、15ページで「アドボケイトに期待するのは、ケース会議への参加」ということなのですけれども、アドボケイトの意味は外部の方なのか、あるいはセンターの職員がというところなのか、あとはどのような支援を求められているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） 今、私たちのところは、心理士が子どもの声を聴いて、専門アドボケイトというか、そういう役割を果たしているけれども、心理士はもっとほかにも役割があって、子どもたちの心のトラウマのケアとか、そういうことも重要な役割になってきています。ですから、その部分だけ外部から来たアドボケイトに担ってもらいたいなと思っています。

もう一つの質問は何でしたか。

○栄留構成員 どんな支援をしてほしいかというところは、本人が参加できるようなということですね。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

今の栄留構成員の御質問と重なるというか、関連するのですが、同じく15ページで「アドボケイトに期待するのは」と書かれたところで「現在、子どもを入れたケース会議も少なく」とあるのですが、アドボケイトが参加する場合、子どもさんの年齢によるかもしれないのですが、アドボケイトが子どもの意見を聞き取って子どもの代弁者として参加するという形を想定されているのか、子どもさんの年齢によっては子どもさんも出席して、その子どもさんが自分の意見を言いやすいようにアドボケイトも一緒に参加するという形をお考えになっているのかというイメージは何かありますでしょうか。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） 児家センの場合の施設や一時保護と違う点は親と一緒に暮らしているということで、子どもたちはなかなか言えないというか、大体どのぐらいの年齢からちゅうちょするかということや心理士のスタッフに聞いたとき、幼稚園の年長の子どもから親のことを気にして言わないと言っていました。

だから、今、心理士が本当に月に1回というパターンで面接をしていっているのだけでも、言っているのだということ子どもに分かってもらうためには、一定の期間の関わりがないと、なかなか子どもの思いを外していくことはできないと思うのです。その部分をアドボケイトに担ってほしいと思います。一つはそれです。だから、はっきり言うと、会議の前の関わりで、まずは子どもが自分で言えるように、子どもが蓋をしている子どもの気持ちを取り除いていくところをやってくれるアドボケイトは欲しいと思います。

○大谷構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ほかはいかがでしょうか。

では、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 ありがとうございます。

これは川瀬構成員がおっしゃったことと関係するのですが、子どもたちの言う権利とともに言わない権利という問題が上がってしまっていて、そのことと子どもたちがちゅうちょするというお話もありました。その辺りの難しさは、児家センが児相からの委託という形で支援を行っていくことになっていて、どうしても親も子どもも児童相談所とつながっているところで警戒するというのでしょうか、不用意なことを話すという恐れを持ってしまうところがあるのかもしれないと思うのですが、その辺りの独立性の部分でアドボカシーが難しいというか、そのような要因がありそうに思うのですが、いかがでしょうか。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） 今までそのことをそう感じたことはなかったのですが、確かにあるかもしれません。そこはスタッフと話し合いをしてみても、また厚生労働省に返したいと思います。

○堀構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 再び川瀬です。

8 ページで「初回相談の経路」をお示しいただいて「家族親せきから」が39.6%となっているのですが、この家族とか親戚について、一緒に生活している人から相談が来るのか、そうではない人から来るのかということと、そもそもどうやってキッズケアセンターを知るのかということをもう少し細かくお伺いしたいのと、子ども本人からの相談はないということなのですが、このゼロということについてどう評価しているのか。キッズケアセンターの体制とか相談援助の活動の在り方として、子どもからということではなくて関係機関からというのは、現状としてはこれでよいと考えているのか。もし運営体制が充実していくのであれば、子ども主導の、子ども発からの相談を受けることも将来的にはあったほうがよいとお考えなのか。この辺りを少しお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） 今日挙げた事例ではない事例の中にこれも特徴的だねと思うのは、親が困って、子どもが困っていないというケースなのです。

一つはゲーム等の依存、不登校の問題とかで親だけが困っていて、子どもは困っていない。そして、家の中では子どもが親をコントロールしてしまっているケース等もあります。そういうケースは、まずは親が相談を寄せてきて、子どもは来ないので、親の相談に当たっていくという流れの中でこの数値の中に上がってきているものです。スタッフと話し合う中で、これも実はキッズがこれからますます膨らんでくるすごく難しい問題だと思っています。子どもは自分の満足いく世界、学校に行かない、ゲーム三昧の暮らしの中で困っていないというか、そういう問題もこの中に含まれています。

あと、子ども本人からの相談がゼロだというのは、改めて去年のデータを見て私もびっくりしたところです。何だ、これはと思いました。そのような意識はなかったのですけれども、実際に締めてみたらこういう形になっているのだと思います。

意外と子どもたちは口コミでキッズケアセンターのことは知っていたと言います。でも、私たちの広報の仕方がまずいし、そこまでのエネルギーを割けていないのが現状だと思います。大人がよく知っているセンターかもしれません。改善していきたいと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。特にございませんか。

では、私から1点御質問させていただきたいと思いますが、13ページの施設退所者の意思決定と最善の利益のはざまということで、退所に向けたアセスメントとか、退所後の生活の体制づくり等々、児家センと市町行政との連携に課題を感じたということですが、例えば先ほどここでアドボケイトの話が出ましたが、継続支援計画とかアフターケアをする上で、さらに在宅支援をする上での計画づくりを行って、それに児童家庭支援セン

ターが関与するという継続性をいかにアフターケアで確保しているかということも児家センとしては大変重要な機能ではないかと思いますが、そういう支援計画とかを立てる上で、施設にいる間からアドボケイトが関わりを持って、それを退所後も継続するようなシステムを一つ考えてはどうかと私はこれを聞いて思ったのですけれども、そういう点について、久佐賀先生のお考えをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） 継続支援計画を立てていくところそのものはアドボケイトの本来的な役割ではないと思うのです。それは社会福祉の専門職が本来やっていくべきことで、その間の中で子どもの意見が必要なときにアドボケイトは動くのではないかと考えています。

○相澤座長 ごめんなさい。私の説明が足りなかったですね。

要するに、支援計画はもちろん児相とかが立てるのですけれども、その計画を立てるときに当然、子どもがそれに参画して自分の意見を尊重するような取組になろうかと思いますが、その際にアドボケイトも子どもに寄り添って参加するということが考えられるのではないかと。そういうことをしていきますと、その後、児童家庭支援センターとつながって、児童家庭支援センターで支援を検討することを考えたときに、アドボケイトなどともつながりやすくなるのではないかと考えたということでございます。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） 実は、このケースは、私たちの施設で受け入れて、うちの児家センが引き継いで、地域に帰っていったケースです。子どもの意見も取り入れながらそのように進んでいったわけですけれども、何が一番問題だったかということ、行った先の家庭の状況が、養育の能力が改善されていなかったことが一つは大きな課題かなと思うところです。その中で、子どもたちは自分の思うように高校も辞めていったのだと思うのです。そこにおいては、子どもが選択をして進んでいった結果だと思います。しかし、これでよかったのかなというのが私たちの中に残っているということが一番言いたかったケースではあります。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

榎本構成員、何かありますか。手を挙げたのではないですか。

○榎本構成員 榎本です。質問をいいでしょうか。

○相澤座長 どうぞ。

○慈愛園シオン園キッズケアセンター（久佐賀様） 大丈夫です。

○榎本構成員 指導委託の話も含め、そういう質問をお願いしていて、今日聞かせていただいたのですけれども、先ほど先生が言われたように、児家センについて、みんながある程度の方向性を持って、こういう形でいこうというのは大事かなと思っていますので、自分自身もそういう在宅支援の専門機関としてやっていくのがいいだろうということで、研修の要望も出ていますが、市町村も含めて、随分前からいわゆる児童福祉相当の研修も施設のFSWもそうなのですから、受け入れてもらっているのです。その上で、子どもの願

いがある、それを何とか実現しようと思うと、今言ったように在宅支援の部分できちんとした仕組みとかがないと本当に駄目だと思っています。

今回うまくいかなかった例は、相当難しいと思うのですけれども、どういう支援があれば生活していけるのかという部分は相当厳密にやらないとうまくいかないというのは自分も施設におった実感でありますので、自分も今、児童相談所における立場ですので、今日の話も参考に、その辺りはぜひ返していきたいと思っています。

ありがとうございました。

○相澤座長 ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

なければ、事例を通して児家センの実態を大変分かりやすく御説明いただきまして、ありがとうございました。この辺で久佐賀様のヒアリングは終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、北川様より資料2の御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○麦の子会（北川様） 皆さん、こんにちは。

私は障害のある子どもを支援している立場で、全ての子どもの権利を守るという観点でお話ししたいと思います。ファミリーホームもやっていますので、後半に口頭で質問に対してはお答えしたいと思います。

皆さんよく御存じの子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、そして3ページ目の生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止は当然のことだと思うのですけれども、これが子どもの権利だとしたら、障害のある子どもの権利は一体どうなっているのだという観点でこれを載せさせていただきました。

4ページ目ですけれども、今、厚労省でも出生前診断が専門委員会で話し合われていますが、心理支援とか情報提供など、支援がまだ十分に整っていない中で、出生前診断の後に陽性となった場合、90%以上が障害があるとなった場合に中絶せざるを得ない状況の選択になっているということは、障害のある子どもが生きるための体制とかが十分に整っているのだろうかということを私たちに問いかけられているのではないかと思います。障害や病気のある子どもを排除することは本当によりよい社会の形成になるのかということが問われているし、私自身は小さい、弱い者を大切にする日本になってほしいと思います。

5ページ目です。では、育つ権利はどうなっているのでしょうかということで、今の日本は子どもの能力に合わせた特別支援教育は大変整っておりますけれども、障害のある子は特別支援教育を受けるべきという考え方が非常に強く、地域の学校に通学して、地域の友達と一緒に学んだり、遊んだりしたいという選択をする場合は、間違った考えではないかということで大きな壁があるのも事実です。

子どもの就学先の選択は教育委員会などの専門家の考えがとても大きく影響しています。

卒園児の声ですが、自分は特別支援学級に行ったけれども、障害のある子どももない子どもも大切な子どもだと校長先生から聞いたかったということで、いつも何か分けられている感じがしたということです。同じ学校にいたけれども、通常学級に通っている子どもからも特別な学級と見られていることがつらかったということでした。ですから、今、教育の中でもどんな子どもも大切な子どもであるという意識の醸成がまだされていない状況もあるのではないかと思います。

6 ページ目です。また、育つ権利の中で、支援は一体何のためにあるのだろうかということを考えてみたいと思います。

10年以上前に、アメリカのバークレーにある自立支援センターのエド・ロバーツ・キャンパスの中にある、子どもの支援をしているところのソーシャルワーカーさん、車椅子の方だったのですが、ベスさんという方にお会いしたときに、私たちがこういう支援をしているということを伝えたら、私に向かって、療育が私の人生を駄目にしたと語ってくれたのです。私はびっくりしましたが、その当時は私たちの支援が本当に子どものためになっているのかどうかという確信を持ってない思いがありましたので、やはりかと思いました。

ベスさんは、子どもの頃に行われた私への体の訓練は、私の障害が悪いからする必要があるので感じ、病気と同じように治すという考え方に基づいて訓練されたのだと思います。そして、その訓練に行くたびに自分、そして障害をも否定された感覚で、セルフエスティームが下がったとおっしゃっていました。その回復に心理セラピーを10年以上受けたというお話を聞きました。療育というのはもちろん、発達の観点だとか特性の把握など、科学的な考え方は必要ですが、子どもの幸せとか当事者の思い、気持ちを大事に、笑顔が多く、人生を肯定的に考えられる楽しい生活モデルの支援が大事なのだということをこのときに学びました。そうでなければ、かえって子どもの権利を奪う結果になってしまうことになるということです。

7 ページ目です。次に、障害のある子どもの虐待についてです。児童相談所においても、障害のある子どもの虐待件数は把握されていません。

昨年、日本子ども虐待防止学会で調査を行いました。全国3か所の児相で平成30年9月1日からの2か月間の一時保護をされた子どもは120人いたのですが、そのうちの33人、27.5%に虐待の背景がある、障害があることが挙げられていました。この調査においても、もともとリスクが高いと言われていましたけれども、はっきりと虐待のリスクが高いことが認められました。それはお母さん、お父さんの障害の受容の問題とか子育ての大変さがあると思うのですが、そのためにも私たちは家族支援をしっかりとしていかなければいけないと思っています。

障害のある子どもの子育ての大変さから殺害した痛ましい事件が過去にありましたけれども、親の会などはそれに対して減刑の嘆願書を出したりしたこともあります。しかし、反対に障害当事者の方々からは、障害が重くても命は尊ばなければならないという反対

運動が起きました。そして『母よ!殺すな』という本が出されました。障害のある子どもが権利の主体であると位置づけることが大切であると同時に、もっと手厚い施策が障害のある子どもや家族を支えるという点において必要なかと思います。

8番目です。同じように、障害のある人は施設中心の福祉で社会から疎外されてしまった結果、安心して幸せに生活できるために、障害児とか障害者だけのユートピア（コロニー）の建設が盛んだった時代があります。しかし、結果として社会から隔離されることになりました。そして、また新たな差別や偏見を生み出してしまったということにもつながりました。

9ページ目です。そういった歴史の中で、日本ではまだ十分に守られていない子どもの権利だと思いますけれども、障害のある子どもの権利はより守られていない状況にあるのではないかと思います。障害のある子どもも一人の子どもです。子どもの施策をいろいろと考えるときに、なかなか障害のある子どもも一緒にとまらないのが今の日本の現状かなと思います。

また、支援、環境とかがどうだったのかと問われないで、問題行動があったら、本人に障害があるからとされたりする場合もあります。そこに東田直樹さんの言葉を載せましたけれども「いちばん嫌なのが、わからないからといって、見た目の行動だけで気持ちまで決めつけられることです」「僕について話しているにもかかわらず、まるでそこに僕がいないかのような態度をされると傷つきます。自分は、その辺の石ころみたいな存在なのだろうか」とおっしゃっていました。

10番目です。障害のある方々は、障害があると自分で物事を決められないということで、子どものため、本人のためという名の下に親や支援者が勝手に物事を決めてしまい、自分のことは自分で決めるという権利を奪われがちになってしまいました。そのため、障害者の権利に関する条約の制定に当たった当事者の方々のスローガンは、ここに書いているように「Nothing about us without us」ということで「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という言葉です。これは今でも非常に大事な、中心となる考え方だと思っています。

11ページ目になります。私は子どもを育てている立場から、子どもの育ちを支える支援を考えていかなければいけないと思いました。それはどの子にも同じですけれども、愛着関係をきちんと形成する、人を信頼するような支援です。そして、発達に合わせた適切な期待値への取組や成功体験が自己肯定感につながると 생각합니다。二次障害になりやすいので、肯定的な関わりと環境が必要です。

障害があるとパニックになったり、駄々こねをしたら障害のせいにされるのですけれども、そうではなくて、安心して自己主張できるような環境も必要だと思います。特に幼児期は甘えたいときは甘えたらいい、嫌なときは嫌と言っていい、怒りたかったら怒っていいという安心な環境で甘えることができ、自己主張につながって、自立だとか意見を表明する力につながるのだと思います。

12ページ目です。それと同時に、障害のある子どもを育てる家族を支えることが重要になってきます。児童発達支援センターは子どもだけではなく、お母さん、お父さんもいつも通えますので、お母さん、お父さんへの心理支援としてグループカウンセリングや個別カウンセリングを行っています。子どもを救うには家族が救われなければいけないという、フィンランドのネウボラの保健師さんが私たちに教えてくれたのですけれども、障害のある子どもの子育ては障害の受容とか子育ての大変さなど様々な支援が必要なので、子育てをお母さんのせいにししないで、社会的にしっかりと関わってサポートしていくことが必要だと思います。その結果、お母さんたちが子どもをかわいいと思ったり、子どもの権利を守る支援をしっかりとしていけないといけないと思っています。

例えば具体的には、うちの場合は24時間の緊急電話がありまして、子どもにいらいらして怒りたくなったりたたきたくなったりしたら、その前に電話してねということで、電話などが24時間であったり、最近は慣れた子どもがお母さん、緊急電話に電話したらと自分から言ったり、お母さん、お父さんがなるべくオープンに子育てできるように助けを求められるような仕組みをつくっています。

13ページです。あと、子どもの育ちのところでは、スウェーデンの保育園に行ったときに先生が、今日はパンケーキと裏山の散歩があるのだけれども、どっちがいいと聞いていて、子どもたちが自由にどっちかを選んでいました。でも、散歩を選択した子どもはパンケーキは食べられませんよと言っていたのに私はちょっとびっくりしたのです。日本だと帰ってきたら食べてもいいよみたいな感じで先生は言うかなと思ったのですが、食べられないですよと言っていました。でも、散歩から帰ってきて、もし食べたいと思ったら、パンケーキをつくったグループのお友達に聞いて、いいよと言ったらいいよと。

そういうふうに、自然に子どもたちが自分の意思を決定したり、選択したり、それが自由に行われたり、その選択の結果に責任を持つのだということを小さな頃から、本当に自然に見えたのですが、多分、スウェーデンの幼児教育の中の大切な柱にあるのだと思いますけれども、そういう中で子どもの自己決定や選択と責任が組み込まれていたのには驚きました。

14ページ目です。私たちのところの実践ですが、先ほど言いましたように、児童発達支援センターは子どもと家族への支援をしています。この子たちが中学生ぐらいになったときに、親子のグループをすることが回数としてはあります。大人は聞くだけのグループをします。そのときに子どもはお母さんたちにふだんはなかなか言えないけれども、自分は服を買うのは苦手だけれども、自分で選ばせてほしかった。何々はこれが好きなのだねと決めつけて、何でも親が決めるのはやめてほしい。どこかでできない子どもだと思っているから、自分をもっと信じてほしい。児童相談所から来た里子は自分の意見を児童相談所の人に聞いてもらえなかったとき、私が悪かったのかなと思ったとか、いろいろな話が出ました。このとき、自分でお話しするのがなかなか難しい子どもも親も同じ場において、同じ年頃の子どもの思いを一緒に聞いてもらうようにします。

15ページ目です。アメリカに行ったときに、そこに見学に行ったわけではないのですが、先ほどのエド・ロバーツ・キャンパスの中にアドボカシーの団体があって、当時はあまり意味も分からなかったのですが、どんなことをするのですかと聞いたら、学校に行ったり役所に行ったりするときになかなか自分の意見が言えなかったり、親御さんに障害があったりして子育てがなかなか難しいときなどは、学校との関係でトラブルがあったときにアドボケイターの方が保護者と一緒について行ってサポートをするのですよということで、意思表示の支援だったり意思決定の支援をしているということで代弁者となっているということでした。子育てしているお母さんや当事者が独りぼっちにならないように支えていますということで見てきたのですけれども、そのときはそういうところがあるのだなと思ったのですが、それから10年以上たって、子どもたちが困ったときとか、お母さんたちが役所に行っても自分の意思をなかなか伝えられないようなことがあるときに、こういうアドボケイトの制度があったらいいなと思いました。

知的障害がある場合は、自分の意見を表現したりするのがなかなか難しいので、子どもと支援者との2者間で、両方で子どものニーズと支援者の支援の可能性等を、コミュニケーションを通じて、意思決定に向けた合意を形成していく過程が必要なのだと思います。子どもが決められるように、できることは見守り、できないことは手伝うことだということで、知的障害の意思決定支援に関する委員会の中で話し合われました。

質問の中でファミリーホームのことが出ていたので、ここでお話ししたいと思います。ファミリーホームの皆さんに子どもの権利のことを問い合わせてみたら、家庭なので、子どもの気持ちを大切にしながら子育てはしていますが、子どもの権利とぴったりしない感じがしていますということが多かったです。

ただ、一方で、子どもは家庭の中でつらい思いをしたり、権利侵害に遭うことが多くて、うちの園のお母さんたちが成人になって母として登場したときに、子ども時代に随分つらい思いをしたということで、親のアルコールや暴力、コントロール、御飯がない、小さいときはほかの家も同じ、それが普通だと思っていたし、先ほどもありましたけれども、それをほかの人に言うと、お母さんが責められるから言えなかったという、ある意味、家族は怖いという言葉もありますが、機能不全な関係性も起きますので、私たちファミリーホームは社会から子どもを委託されて養育していますので、子どもの育ちや関わり、アンガーマネジメントなどをしっかり学んだり、ホームがクローズにならないで、オープンであることとか、フォスターリング機関をはじめ、学校、医療機関、児相などと連携して子育てしていかないといけないと思います。

最後になります。子どもも権利の主体であること、そのときにぜひ障害のある子どものことも忘れないでほしいと思います。障害のある子どもも同じ日本の大切な子どもだと思います。そして、このように権利侵害を受けやすい子ども、そして障害のある子どもにとって、子どもの権利を守るための施策、そういう組織とかが本当に必要だと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○相澤座長 御丁寧な御説明をどうもありがとうございました。

それでは、北川様の発表の内容について、構成員の皆様から御質問や御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

堀構成員、お願いします。

○堀構成員 堀と申します。今日はどうもありがとうございました。大変共感してお話を聞かせていただきました。

私も障害のある子どもたちのことをずっと考えてきた人間なのですが、どうしても子どもの権利が語られていくときに障害のある子どものことはつい忘れられがちになってしまっていて、障害のある子どもは専門の方がという別枠的な思考に陥ってしまう傾向があり得るような気がして、障害のある子どもも障害児である前に一人の子どもなのだということに立って、常にその子どもたちも含めて考えていただきたいと思ってきたところです。

現在、大阪で仲間たちと一緒に、施設で生活している障害のある子どもたちのアドボカシーの事業をしているのですが、その中で感じるのが、子どもたちは本当に声が出せないというか、出さない状況に追いやられてしまっていて、子どもたちの声を聴くことはなかなか難しいと思っているのですが、北川様は本当に声が出せない、あるいは出すのが難しい状態に置かれてしまっている障害のある子どもたちの声を聴いていくときにどのようなことが大切だと思われるでしょうか。そこをお尋ねしたかったです。

○相澤座長 では、北川さん、よろしくをお願いします。

○麦の子会（北川様） 大体ゼロ歳から20歳過ぎまでの子どもたちが来ていますが、子どもたちは幼児期はあまり自分で話したりできないので、長くやっているとすごく不安だったり、多動になったり、暴力的になったり、感情がなかなか出なかったり、そういう表情とか子どもの行動で、障害とはまた別の観点で子どもが何か困り感を抱えているのではないかと感じましたら、いろいろな手段を使いまして、お母さんのお話を聞くようにしています。お母さんもきっと困っていると思うので、お母さんの子育ての悩みを聞く中で、お母さん自身の育ちなどを聞いて、一つの例ですけれども、例えばすごく多動で暴力的になっているお子さんなんかの場合ですと、お母さんと話すと、お母さんもかなりの性虐待を受けていたとか、自分のことで精一杯で、子育てをするのは本当に大変なのだということをおっしゃっていたり、そうしたら、そこをどうにかサポートできることは一緒にしていきましょうという話をしたりします。子どもはなかなか自分で訴えられなかったり、大きくなっても親を守るので、とにかくお母さんと接して、お母さんの本音を聞くようにしています。

お母さんと仲よくなって、お母さんから聞いていて、お母さんも言っていていいと言っていたよと言うと、子どもはいろいろなお話をしてくれる例があるので、子ども時代は家族と一緒にだなのと思います。在宅なので、お母さんの話を聞いて、子どもの困り感を想像するようになっています。

○堀構成員 ありがとうございます。

簡単で結構ですので、施設で生活している子どもたちの場合はどのようにしたらいいと思われませんか。

○麦の子会（北川様） 先ほども言いましたけれども、施設の職員の方々を信頼していくというか、人は安心して信頼していいのだということがないと、自分の心を話したり、自己主張ができたり、甘えたりできないと思うので、安心して甘えられるような暮らしをつくっていくことが、最終的には子どもの気持ちが安心した方にきちんと伝わるというか、伝えられるようなことになるのではないかと私は思います。

○堀構成員 どうもありがとうございました。

○相澤座長 ほかにいかがでしょうか。

では、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 北川さん、どうもありがとうございました。

総合的にまとめていただいたので、非常に同感して伺いました。NIPTの話、それから特別支援教育の話などからスタートしていただいたのですが、私たちもNIPTに関して、障害がある方へのイメージ、そして障害があるなしで分断化されてしまうところの大きな問題が存在していることを常に感じています。その後、先生がおっしゃったように、トレーニングで普通にしなければいけないという療育の在り方がかなり子どもたちを苦しめていることを考えると、そのままに受け入れ、そのままに尊重するという基本的な姿勢の問題は非常に大きいのだらうと思いますし、同時に社会全体がそのことに関して向き合っていかなければならないと思います。要するに正常なものがあるという姿勢ではなくて、そのままいいのだという姿勢を持っていかなければいけないのだらうと思っただけです。

いろいろな意味で分断化がなされているのですが、これは厚労省の会議ですので、役所が分断化して子どもを見るという問題を指摘したいです。障害がある社会的養護のお子さんという、本当に支援が分断化されてしまうのです。この前もある里親さんのお子さんが慢性疾患になってしまった。そうすると、慢性疾患ゆえの支援が里親家庭であるゆえに受けられない部分があるという状況になってしまっています。支援の方向性が決められてしまっていて、一人の子どもとしてそれを受けるといっても、子どもが分けられて考えられてしまっているのではないのかというのがとても気になっています。北川さんのほうでファミリーホームも運営され、障害児施設も運営なされていて、その辺の分断される問題について、もし感じられることがあったら、どうしたらいいかという辺りを教えていただくとありがたいと思いました。

○麦の子会（北川様） 奥山先生がおっしゃるように、そこは非常に本当にジレンマを感じています。ファミリーホームをやっている、ファミリーホームや里親、うちの法人関係で40人ぐらいの障害のある社会的養護の必要な子どもがいつもいて、片や障害児入所施設の在り方がまだ家庭養護に向いていないという違いなどが、障害があるという制度の中で、

社会的養護の制度は家庭養護にシフトを切ってきているのに、なぜこちらはまだ切れないのだろうというジレンマの中で私は日々葛藤しながら進んでいるわけですが、ベースが子どもというくくりで、同じ制度で子どもを見つつ、それぞれの必要性に応じて支援が展開されるという平等が原則にあって、次にその子に合ったことが展開されるような日本の施策にいつの日かなることを夢見ているということです。

ですから、障害児のほうも、相澤先生も参画していただきましたけれども、障害児の入所施設の在り方検討会では、できるだけ家庭養護に近づけるようにしたりとか、いつの日か子どもという施策になったときに同じようにやっていけるように、それぞれの制度の中で差別がない形で今の分断を乗り越えて連携していくようなことを考え、実践している状況です。いつもそこは悩むところです。

ありがとうございました。

○相澤座長 ありがとうございました。

では、前橋構成員、お願いします。

○前橋構成員 前橋です。お話を本当にどうもありがとうございました。分かりやすく、とてもよかったです。

私がお伺いしたかったのも、ちょうど今、奥山先生と北川さんにお話をいただいた点でして、これから新しく子どもの権利擁護についての制度としてつくっていきこうというときに、理念とか制度の大枠は一本化するとして、障害を持っている子どもに特有の運用なり制度をまたつくっていったほうがいいのか、それとも全体として進めていったほうがいいのか、どちらのお考えかなということをお伺いしたかったのですが、今のお話の中では、大きな制度の中では子どもの権利を守っていくということで、一人一人の子どもの特質に応じた対応ができるような仕組みを考えていくほうがいいのだろうということでお伺いはしたのです。そうすると、かなり難しい面がまたどこかで出てくるのかも分からないけれども、それは乗り越えていくべき問題なのかもしれないとお伺いしましたということです。

ありがとうございました。

○麦の子会（北川様） 専門性に特化した支援はある程度構築されているので、逆に包括的に見ていくところが難しくなっている今の状況なので、その包括的な視点を構築することが大事なのかなというのと、価値観とか理念とか、障害のある子どももない子ども大切な子どもなのだという日本の在り方をどう構築していくかということがもう一つ問われているのかなと思います。

○相澤座長 では、川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 川瀬です。非常に貴重なお話をありがとうございました。

質問させていただきたい点が、障害がくくりで語られていることが多いと感じていて、私の理解が違ったり、分断してしまうことになったら、そういう意図はないのですけれども、身体障害、知的障害、精神障害と大きなくくりがある中で、先ほど12ページで社会モ

デルの家族支援をというお話をいただいたと思うのですが、例えば成人ですと、障害者の雇用促進法などで、身体障害者の方の雇用はすごく進んでいる一方で、精神障害をお持ちの方の雇用はなかなか進んでいない現状があるのだと思うのです。おそらく、その障害の種類によって、この状況はまさに困っているな、こういうサポートが必要だなということが他者から見て分かりやすいものから社会モデルが進んでいくのだと思うのですけれども、内面的な、知的なことや精神的なことで困難を抱えている子どもに対して支援をしていくときに、障害の種類によって必要なことやアプローチが少し異なるのではないかと感じています。

そういう意味で、例えばアドボカシーなんかで考えてみても、内面的に直面している困難を言語化することで少し変わってくるのではないかとと思うのですが、障害の種類という観点でどのように理解していったらいいのかをお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

7ページでは、ワーキングチームの調査の中で27.5%のお子さんに障害が認められたというものもあるのですが、その辺りの比率とか、そういうことも少し教えていただきたいと思います。

○麦の子会（北川様） ありがとうございます。

私のところでは、福祉型と医療型とあるのもちょっとどうかと思っているのですけれども、児童発達支援センターに様々な子どもたちが来ています。もちろん、知的障害、発達障害、自閉症、脳性麻痺のお子さんとか、医療的ケアのお子さん、難聴のお子さん、様々な子どもたちが来ていますけれども、共通していることがあります。どの子も意思があって、どの子も肯定的な関わりを必要としているところでは、先ほどのベスさんの言葉にもありましたけれども、悪いから治すのだという発想では肯定的な関わりではなくなるので、子どもは二次障害や精神的な困り感を持つことが多いということなのです。

だから、社会がちよっと冷たい状況ではありますけれども、少なくともまずは私たちのような、社会的な力を通して、お母さんたちに対してもそうですが、あなたたちはいい子なのだよ、悪いことは一つもないのだよというエンパワーメントというか、そういうことを共通にしていくことが大事かなと思って、そのエンパワーメントされた力で社会の中に出ていくというか、学校とかに出ていく必要があるのかなと思います。どうしても障害児教育は、できないからできるようにさせるという否定からの教育なんかもまだまだあるので、そうではない方向性が大事かなと思っています。

あと、この障害はパーセンテージでちゃんと出ているのですけれども、今、私は資料を持っていませんので、後で厚労省にお伝えしたいと思います。障害の27.5%は、たしか発達障害の子どもがかなり占めていたと思います。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

成人分野で知的とか精神疾患の方の理解が進んでいないということは、もっと根っこをたどっていくと、子ども期からの支援にギャップがあるのではないかとということ想像し

ていて、そういう意図の質問だったのです。

○麦の子会（北川様） それは、先ほど学校で僕たちも同じ学校の子どもとして大事な存在だと校長先生に言ってほしいと子どもが言っていましたが、学校の中とかでは成績がいいとか悪いとか、運動で走るのが遅いとか遅くないとか、そういうところの判断などで子どもを見る物差しもないとはまだ言えないので、できるだけ学校の教育の中で多様性が尊重されるような教育的な価値観を子どもと共有してほしいなと思います。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ほかはいかがでしょうか。

では、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。御報告ありがとうございました。

私の質問は、7ページの「障害児の虐待」のところなのですが、先ほどから皆様のお話に出ています分断の話と、子どもということで包括的に捉えていくこととのどちらからアプローチするのかというお話と関係するのですが、今日の御報告の最初のほうにおっしゃったかと思うのですが、子どもの話をするとき、障害のある子どものことが忘れられる傾向があるというお話との関係で、資料の7ページにあります「児童相談所における障害児虐待の件数は、把握されていない」ということが気になったので、質問させていただきます。

ここに挙げられている数は、JaSPCANの障害児虐待予防ワーキングチームで平成30年9月から10月までの3か所の児童相談所の事例を対象にされた数ということなのですが、私の質問は、こういう機関と特定の児童相談所と限定されたところとはいえ、このように分析された結果、27.5%に障害が認められたということが分かったということで、今後子どもの中に、特に児童相談所で虐待を受けた子どもということで、例えば今、この権利擁護ワーキングチームで議論しているようなことを考えていくときに、障害児が一定割合含まれるということを前提に制度構築とか在り方を考えるべきだとすると、今後、統計の取り方といいますか、児童相談所における障害児虐待の件数を把握していったほうがいいのかについて、何かお考えがあるかということをお聞きしたいと思いました。

なぜかといいますと、実は国連の子どもの権利委員会では、各国の報告書を審査するときに、提出してもらった報告書に対してさらに幾つか質問を出すのですけれども、その質問の最後に必ず統計を含めてくださいということを言っています。その含めてくださいという統計は国に対して共通の質問項目がかなりあるのですが、暴力・虐待についての統計を聞くときに、性別とか年齢とか、その子どもさんの家庭の状況、例えば経済状況とか、あるいは都市部か山間部かとか、子どもの中でもさらに細かく幾つかのカテゴリーに分けて統計を出してくださいという言い方をしますが、一方で障害児についての統計も出してくださいということをおっしゃっています。

その障害児についての統計を出してくださいというときのさらに細かいカテゴリーとしては、家庭で養育されているか、施設に入っているか、普通学級なのか、特別支援学級な

のかという聞き方をするのですが、虐待を受けたということで保護された子どもの中に障害のある子どもさんがどのぐらいいるかということを知っていませんでした。それで国連の委員会のほうでも今までそういう聞き方をしていなかったなと思って、今日の御報告を聞いていて気になったのです。

質問が長くなってしまったのですが、最後にまとめますと、今後、日本で児童相談所における保護された子どもの中に障害のある子どもさんを含むかどうかということは継続的に、全国統一的に把握していったほうがいいのか、そういう必要はないのかという質問です。

長くなってしまって申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○麦の子会（北川様） ありがとうございます。

先生のおっしゃるように、障害のある子どもの虐待は把握していただいたほうがいいと私は思います。というのは、把握しないと、一緒だと何を支えにサポートが必要なのかということが分からなくなってしまうのだから、障害の受容が大事なのか、子育てが大変なのか、どこから虐待が来ているのかということを知った上で、子どもやお母さんたち、お父さんたちに何をすればいいのかということの対策、解決策が見えると思いますので、ぜひ日本でもそういう件数は把握していただけたらうれしいと思います。

○大谷構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 それでは、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 今の点なのですけれども、実は非常に難しい問題が含まれていると思うのです。なぜかという、先ほど出たように、今多く見られる「障害」は、身体障害のみだと割と分かりやすいかもしれませんが、精神障害になるとスペクトラムなのです。定型発達にかなり近いからかなり偏りがある方まで非常に幅がありますし、もっと言えば、虐待を受けたことによるアタッチメント障害なのか、発達性トラウマ障害なのかという問題も鶏と卵になってしまって、どっちがどっちだか分からないケースが結構多いのです。

今、私が実際に一時保護に関わっていて、時には80%近くのお子さんが薬を飲んでいるのです。何らかの精神科にかかっています。それが全部「障害」かということになると、難しい問題かと思えます。でも、私も統計はあったほうが良いと思うので、恣意的でいいので、ある程度ばさっと定義して、この定義の元の数字ですという出し方が必要だと思います。それは本当の意味での固定された「障害」かどうかとは言えない状態かもしれません。その辺が非常にジレンマだなと思っているので、一言付け加えさせていただきました。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、北川さんの発表についての御質問や御意見をこの辺で終わりにしたいと思います。大変有意義な、総合的なお話をありがとうございました。

○麦の子会（北川様） ありがとうございます。

○相澤座長 続きまして、岩橋様より資料3の御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○全国里親会（岩橋様） 千葉県里親会の会長、そして全国里親会の理事をさせていただいています岩橋といいます。よろしくお願ひいたします。

私は皆さんのように専門的な勉強をしたわけではなく、専門里親と養育里親として18年間活動してまいりました。その中で今回、子どもの権利について考えさせていただく機会をいただいて、本当に感謝しています。里子たちとの暮らしの中で考えたことをお話しさせていただきますいただければと思います。

実は、私は子どもの権利とは何だろうというところから入りました。いろいろなネットをたたきまして、ユニセフより「こどもの人権」を引き出して、これはと思ったところをピックアップして、第8条からレジュメに3つほど載せさせていただいています。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は専業主婦をずっとやってきまして、転勤族の会社員の夫と5人の実子がおります。上の子はもう26歳になって、下の子が高校2年生になっております。18年前と言ったのですが、上の子がまだ小学校5年生で、一番下の子は2歳前ぐらいのときに養育里親として登録させていただきました。その後、本当に児童相談所がいっぱいだから1日だけ預かってよという1日だけの子もいれば、長い期間お預かりして、幼稚園の間だけお預かりして、実親さんのところに戻った子たちもいたりします。そんな子どもたちに教えてもらったこと、考えさせられたことをお伝えします。

先ほどの8条に戻りますが「名前・国籍・家族関係を守る」というところを見て、これは里親さんが委託されたときにまず直面する問題かなと思います。というのは、里親さんの家庭の名字と里子さんの名字は全く違うものを持ってまいります。その中で小学校に行ったり幼稚園に行ったりするときに、まず、子どもと里親さんは何で名字が違うのという話からしなくてはなりません。

里親さんにとって考え方がすごく様々で、私は岩橋ですけれども、佐藤という里子が来たら、この家では岩橋として生活しましょうと、自分のところの名字にしたほうが説明が面倒くさくないし、いいでしょうという考え方もあれば、私なんかは、もしかしたら里子の名字は親とつながる唯一のものかもしれないという思いを持っていますので、家族と切れなためにその子の名字を使ってほしいなということで生活させています。名字を認めることはその子の存在を認めることにもつながるのかなと感じております。大きくなって親を探したいと言ったときにも、その名字は本当に大切な手がかりの一つかなと感じています。

次の「第3条 こどもにもっともよいことを」が里親にとっては本当に一番難しいと日々感じています。大人だけの価値観で決めていないだろうかといつも自問自答しております。例えばなのですけれども、我が家に来た女の子におにぎりを作りました。私の主人が和歌山で、梅干しの産地なので、中に梅干しを入れたおにぎりにのりを巻いて、どうぞ、おにぎりよと出したら、これはおにぎりではないと言って、そのおにぎりを投げられてしまったのです。その子の話を聞くと、お母さんが作ってくれたおにぎりは中に何も入っていない、のりも巻かない塩おにぎりがおにぎりだと言い張ったのです。そのときに、ああ、そ

うか、我が家の普通がそれぞれの子にとっては普通ではないのだなということを改めて感じさせられました。

また、別の子なのですけれども、普通学級と、ちょっと障害があるということで通級制度にも通っている子どもを預かったことがありました。地元の小学校に通いながら、ちょっと離れた、電車に乗っていくようなところに週に1回通級していたのです。我が家に来て1か月ぐらいたって、この子は別に通級する必要があるのかなという疑問が湧いたので、通級のほうの先生と面談しましたところ、どうもその先生も疑問に思っていて、いや、私もその必要がないと思うのですよという話になって、その子にもそれを伝えたのです。あなたは普通学級だけで大丈夫よ、通級する必要はないみたいよと言ったら、物すごく泣き叫んで、2時間ほど泣きわめいて、その後よくよく話を聞いてみると、どうもその子のお母さんが、自分が子育てできない理由はその子が障害を持っているからなのよとずっと言い続けていたみたいなのです。そうすると、その子は自分が障害を持っていないとなると、では、お母さんは何で私を育てられないのというところに至り、障害を持っていないのよと言え言えほど、私はその子のお母さんを否定することにつながっていたのだということを感じたことがありました。それも権利としてどうなのだろうというか、子どもの権利としてはどう考えていったらいいのだろうというところの答えは今も出ていないのです。

「第12条 意見を表す権利」というところで、里親の家庭に来る子どもたちは選択する機会がとても少ない子どもたちが本当に多いです。施設にいて、御飯のメニューも決まっています、今日は何食べたいというのは家庭ではよくある会話だと思うのですけれども、そういう機会もなく育てるので、里親家庭に来たときに、何を飲みたい、お茶にする、牛乳にすると聞いても、その選択すら、うんうんとすごく悩んで、結局決められなかったりとかする。一般の家庭で育てば、お茶にする、牛乳にする、御飯にする、パンにすると選択する機会が小さい頃からちょっとずつあったと思うのです。それがなく大きくなって、例えば自分の人生の選択を迫られたときに、果たしていきなり選択ができますかというところがすごく大変だなという実感があります。権利は言葉にするとすごく難しいですけれども、例えばお茶と子どもが言ったときに、私はお茶だけでは分からないよ、お茶が飛んでしまったの、こぼれてしまったの、お茶が飲みたいのと聞いて、私はお茶が飲みたい、お茶を下さいと言ったら、コップに入れて、はいと渡すという小さな日常の積み重ねが意見を表す権利をつくっていくのではないかとはすごく思います。

子どもが意見を表したときに、受け取る大人の対応でこれは物すごくまた違ってくるのではないかと感じています。例えばなのですけれども、リコーダーをずっと吹きまねで過ごしていた男の子がいました。6年生の最後の合唱祭か何かのときに、それが音楽の先生にばれて、1時間ぐらいこんこんと説教されたそうです。あなた、最後の発表会よ、リコーダーを吹くの、吹かないのと最後に聞いたときに、その子は吹きませんと言ったのです。それを聞いた先生がこれこれこうでしたよと私のところに電話をよこしました。多分、その先生は私にその子を説得して、吹くように、練習するように言ってほしかったと思うの

ですけれども、私は、分かりました、吹かないことでほかの子に迷惑がかかりますかと聞いたら、先生はかかりませんとおっしゃったのです。なので、では、すみません、吹きまねは今までどおりすると思うのです。なので、吹かないことに関しては許してくださいと言って私はその子に対応したのですけれども、これもがむしゃらになって練習をさせる親御さんもいるかもしれない。

だから、今、子どもが意見を表したときにどうやって対応するかという教育を受けていない大人たちが多分、本当にたくさんいる。自分自身もそんなに意見を表してきたかといえ、そうではないかもしれないというところがあって、今回、権利について考えたときに、受け止める大人や親たちの教育をどうしていくのだろうというのがクエスチョンとして残りました。

里親子だと家庭の中で育っているの、とても近い仲の中に例えば子どもの意見を聞いてくださる方が来たとします。子どもがそこで本音を言えるかどうかというところもすごく大きな問題だとは感じていて、子どももここで言ってしまったら僕はここの家にいられるのだろうかと思うときも多分あるだろうし、里親さんのほうも何か言ってしまったら委託を解除されてしまうのではないだろうかという思いがちょっとよぎると思うのです。それは受け止める側の教育がすごく大切で、子どもの言ったことを権利として認めるということは、その後、お互いに話をして、その気持ちをどう解消していくかというところに第三者がいないと難しいとは感じています。

里親サロン等で子育ての悩みとかも結構報告されるのですけれども、子どもが問題行動を起こしたときは里親さんの大人の価値観を押しつけている場合が結構多いような気がします。なので、そんなときは、私のアドバイスとしては、児童家庭支援センターの職員とつないで、例えば子どもは子どもで心理士と遊びながら話をしてもらおう。里親さんも里親さんで、センターの職員と話をすることで、ちょっと距離があって、第三者にそれぞれの気持ちを聞いてもらう。そうすることで解決していけることも多いと思います。

大人の側も意見を表すという訓練がなかなかできていないので、例えば児童相談所に何か物申したいのだけれども、児童相談所の人はいつも4人とかで来て、里親さんは1人で、言いたいことも言えずに、何か難しい専門用語を言われて終わってしまったのですよという話なんかもよく聞くのです。そんなときは、ぜひ里親支援相談員を連れて行って、一緒に話を聞いてもらって整理してもらおうといいよというアドバイスをしたりしております。

子どもに選択をさせるということは、周りの大人から見たら、今の選択は間違っているね、AではなくてBのほうが多分うまくいくねと思っても、子どもは多分Aを選んでしまうときがある。そうしたときに、後になって大人が、あなたが選んだのねという脅しになるのではなく、あなたがあのとき選んだ選択はそうだったけれどもと、その後も伴走者となっていける覚悟がないと、子どもの権利を聞くのはすごく大変なことなのではないかと考えました。

早口であれですけれども、100人の里親さんに子どもの権利について聞いたら、多分100

通りの考え方があると思うのです。でも、私はそれが問題だと思っています。養育の根本にある程度共通の認識として子どもの権利が根底にないと間違った方向に行ってしまうのではないかなと思っています。質問の中にその制度を周知する上でということもありますけれども、今は小学校とか中学校の義務教育なんかで「189（いちはやく）」とか「いのちの電話」のカードが配られるときに、保護者に向けてもお手紙が1枚つきます。今日、お子さんにこういうカードを配りました、これについて御家族で話をしてみてくださいみたいなお手紙も一緒に来るのです。なので、子どもの権利についてもそういう形で、まずは親の目にも届く、子どもの目にも届くような感じで周知していく必要があるのではないかなと感じています。

千葉県でも施設に入るお子さん向けと、里親さん家庭に行くお子さん向けに「子どもの権利ノート」を作成しておりますが、配られるのですが、配られただけで、その後きちんと活用しているかと聞かれると、ちょっと未整理になっているかなと思います。なので、せっかくあるノートですので、私も含め、それを活用していく方法を考えていかなければいけないのかなとは思っています。

ちょっと足早ですが、そんなところです。ありがとうございました。

○相澤座長 御丁寧な説明をどうもありがとうございました。

それでは、岩橋様の発表の内容について、構成員の皆様から御質問や御意見を頂戴できればと思います。

では、川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 岩橋さん、ありがとうございました。私は20年前に千葉県の里親家庭で育った者なので、梅干しのおにぎりの話、リコーダーの話、名字の話は自分の経験にも通ずるものがあって、いろいろなことを思い出しました。

お話を伺い、これから里親家庭での養育を進めていこうという中で、養育形態に合った子どもの権利擁護の取組が必要なのだろうなということを感じています。施設が小規模化したりとか、あるいは里親家庭の中で子どもが育ったりする中で、養育者との緊密な関係、愛着関係が期待されるころではあると思うのですけれども、一方で外から見えにくいという面もあると思っています、里親家庭で第三者のというお話がありましたけれども、どのように入っていけば入っていきやすいのでしょうか。

これは推測なのですが、里親家庭で子どもの権利を守ると言ったときに、そこで子どもがこんなことが嫌だとか、子ども同士から、また里親さんからこういうことをされたということが明るみになっていくと、自分の養育の評価が揺らいだりして、そこがすごくプレッシャーになるのではないかと感じています。子どもが感じている、直面している問題と、自分自身の養育の問題をどのように分離できるのかということも含めて、どのような形で子どもの権利の取組を進めればよいか、里親家庭だからこそうい取組があるといいとか、第三者の立場でどのように関わっていけるか、何か御助言いただけたらと思います。

○全国里親会（岩橋様） 里親をやっていると、自分のすごく嫌な面と向き合わなければいけないときがあります。とてもかわいい子と思って迎えたのに、生意気なことを言ったり反抗されたりすると、かわいくないと思ってしまう自分が生まれてきたりします。そんな中で、関係がうまくいっていないときにこそ第三者に気持ちを聞いてもらうことが里親にとっても里子にとっても多分必要になってくるのかなと思います。

そんなに多い数ではないのですが、確かに密室で、里親家庭で虐待が起きていることも事実です。なので、そこをどうオープンにしていくかというのはすごく難しいとは思いますが、里子も里親も話したことで、関係が解消するわけではなく、その話した後の支援の体制がきちんとしていると、安心して話ができるのかなと思います。

やはり委託解除、そこまでは思っている悩み、そんなに、結局、話を聞いてくださった方の主観も入るのですが、そこまでの重きを置いて言っていないのにというところとか、その辺は専門家の方の判断に委ねるしかない部分もあるとは思うのです。お答えにはならないのですが、なかなか難しいです。

○川瀬構成員 追加で質問なのですが、例えばこれからアドボカシーを里親家庭とかファミリーホームの子どもたちに、となっていくときに、まだほとんど事例がないので、岩橋さんのようにぜひ最初にうちに来てくださいますとおっしゃっていただける方もいらっしゃると思うのですが、その最初のモデルをつくる時の一つのハードルが多分あると思うのです。さらに、里親にとっても子どもにとってもいいではないかということが事例として広まっていく中で、フォローしてってくれる里親さん、ファミリーホームがあると思いますが、プレッシャーを強く感じているところほど最後まで残るのだと思うのですが、この2つの時点の壁というか、最初の事例をつくっていくところをどのように乗り越えていったらいいかということ。それから、第三者が入ってということにいいですよ、ぜひやりましょうとご理解をいただくのがなかなか難しい方にどのように説明していけば、確かにそれは必要だねと御理解いただけるのかの2段階、権利擁護の取組の意義みたいなところをどう皆さんに御理解いただけるかというところを少し御助言いただきたいです。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、中村構成員、お願いします。

○中村構成員 中村です。お話をありがとうございます。

これから日本は里親委託を推進していく中で、今は8割ほどの子どもたちは施設で生活していると思いますが、今後は、その数字の比率がどんどん変わってくると思います。里親さん自身にもアドボカシーを理解してほしい、一緒に考えていきたいと思っていますが、先ほどのお話にもありましたように、里親家庭によって、かなりばらつきというか、多様性があるように感じました。川瀬構成員のお話でもありました、新たな取り組みへの抵抗

感がある里親さんがいたり、ウェルカムだよという里親さんもいたり、今、すごく多様な価値観や考え方を持っている里親さんがおられると思います。しかし、子どもの権利の理解はスタンダードが必要だと先ほど岩橋さんもおっしゃっていただいていたかと私は理解していますが、このアドボカシーシステムを考える上で里親さんの参画はとても重要だと思っています。岩橋さんのほうで、このようなことがあれば里親さんも興味を示してくれるのではないかと、また、理解が進むのではないかと、アイデアレベルでもいいですし、個人的な御意見でもいいので、何か聞かせていただけるといいなと思っています。よろしくをお願いします。

○全国里親会（岩橋様） 個人的な意見としてですが、子どもの権利を守ろうと言うと、勉強などをしていない者にとっては何かとても難しく聞こえてしまうところがあります。なので、もっと簡単に、子どもの権利は日常に根づいているもので育てられるのだよというところの説明をもっと丁寧にしていただければというのは個人的に思います。社会的養育の子を預かっている里親というところもなかなか勘違いされる里親さんもいっぱいいらっしゃるって、そこを今は、社会的養育の子どもの預かっているのだよ、みんなといろいろな資源を利用して、協力して育てていくのだよという感覚を里親仲間の中では強く根づかせていこうという動きもあります。

里親家庭に来る子が増えるのはうれしいことなのですが、その責任というか、里親自身の資質の向上も課題となっているのも現実なので、その資質の向上の部分で子どもの権利も入れ込んでいかないといけないのかなとは今回思っております。

○中村構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 では、奥山構成員。

○奥山構成員

その研修の中で、どのぐらい権利の教育を受けたのでしょうか。当然、代替養育に関わる方、時には児童相談所の職員さんでも本当に「子どもの権利」ということを分かっているのかなと思うときがあるのです。ですので、里親さんも施設の方も全て含めて、子ども家庭福祉に関わる人たちがもう少し「権利」のことを理解できるような体制が必要なのではないかと思っているので、伺いたかったのです。

○全国里親会（岩橋様） まさにそのとおりだと思います。例えば研修の中で権利の1コマを聞いたぐらいでは、毎日の生活の中では薄れていきますし、忘れていきます。それを継続して思い続けるための仕掛けは何か要るのかなというのは今のお話を聞いていて思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 御報告ありがとうございます。

皆さんが先ほどから質問されていることとちょっと関連するのですが、今、私は国連の子どもの権利委員会の委員をしまして、条約に入っている国で子どもの権利条約が守

られているかどうかということ審査するのですけれども、子どもの権利条約という観点から言いますと、私たちは代替養護と言っているのですけれども、日本では社会的養育という言葉が使われていて、20条という条文がありまして、その中に里親委託が出てくるのです。条約では子どもがなるべく家庭環境で育つことを子どもの権利として考えていて、できれば実親の下で育つことができればいいけれども、それが難しい場合に、施設の前になるべく家庭的な環境ということで里親委託という話が出てくる。そうだとすると、私たちのほうから見ますと、里親委託で子どもさんを受け入れている方は、すごくざっくり言ってしまうと、子どもの権利を守る活動をされていると見るのです。

ただ、その中で例えば虐待が起きないか、子どもの意見がちゃんと聞かれるか、子どもにとって一番いいこととおっしゃった、子どもの最善の利益、あるいは自分の家族関係とか名前とかについての権利をどうしていくかという問題はもちろんあるのですけれども、まず出発点として、子どもがなるべく家庭的な環境で育つ権利のために子どもを受け入れてくださっている一つの仕組みからすると、研修ももちろん必要なのですが、そもそも子どもさんを受け入れておられること自体、子どもさんの権利のために活動されているのだと。その中で、養育の中で出てくる難しい問題とか、日々の中で子どもの権利をどう守っていくかということの研修が必要ですし、していただきたいという話になると思うのです。

もともと親になるときに、子どもの権利についての研修とかを受けるわけではないことからすると、本当は全員受けたほうがいいとは思っています。なので、さっき子どもの権利についていろいろな考え方があるとか、どうしても難しく感じてしまうというお話が出たのですけれども、まず、そもそも里親委託が子どもの権利条約の中に書かれているということなのですよというところを出発点にして、それで研修と言うと、それこそ上から学んでくださいみたいな感じになってしまうのですが、果たされている役割を子どもの権利条約との関係で理解していただくことも大事なのではないかなと思って今日伺っていたのです。

質問というよりコメントみたいになってしまって、だから何をお伺いしたいということではないのですけれども、そんな感想を持ちましたということで発言させていただきました。ありがとうございます。

○全国里親会（岩橋様） ありがとうございます。

私自身も今のようにおっしゃっていただいたことがなかったと思います。里親をやっていること自体がというところを里親仲間に伝えていければ、権利についてちょっと伝わりやすいかなというのは今思いました。ありがとうございます。

○相澤座長 では、田中構成員、お願いします。

○田中構成員 大阪府の田中と申します。貴重なお話をありがとうございました。

先ほどの関係が悪化している里親子さんのほうこそ話を聞いてもらえたらというお話の中で、もし子どもさんがアドボケイトにお話を聞いてもらえたとしたら、今度は里親さんのほうもお話しできる機会があればいいということをお話しされていたかなと思うのです。

それが例えば同じような、アドボケイトのような立場の方というイメージなのか、里親支援機関の支援相談員みたいな方に話を聞いてもらえたらいいのか、あるいは里親会のサロンのようなところでわいわいと共有できたらいいのかというのは里親さんによってイメージも違うのかもしれないのですけれども、今後そういうことを考えていくときに何か仕組みのようなものがあつたほうがいいのかどうなのかと思いましたので、御意見があればお聞かせいただけたらと思います。

○全国里親会（岩橋様） 今、ぱっと仕組みは浮かばないのですが、ただ、里親にとって選べればいいなどはすごく思います。今もいろいろな支援の団体が増えてきていて、地元では相談できないけれども、ちょっと離れたところの団体になら、という方もいらっしゃる、近場で親身になってくれる人を探したい、伴走者を探したいという方など様々ですので、子どもの意見を聞き取った後に、その聞き取った意見をどう支援につなげていくか、里親子の関係にどう支援していただけるかというところの組立てが必要かなとは思っていて、それによっては里親さんから話を聞く方がどなたになるのかというところも決まってくるのかなというのはおぼろげに思うところです。

○田中構成員 ありがとうございます。

それは施設の場合でも同じかなと感じましたので、とても貴重な御意見をありがとうございました。

○相澤座長 ありがとうございます。

そろそろ時間になってきましたけれども、永野構成員から手が挙がっていますので、永野構成員、お願いします。

○永野構成員 永野と申します。手短に。

先ほどの田中構成員のお話は里親さん側にもというお話だったと思うのですけれども、委託されているお子さんのほうから見て、例えば訪問型のものは少し抵抗があつてというお話もあつたかと思うのですけれども、例えば第三者機関に自由に電話できたり、訪問できたり、そこに同じような委託の経験がある当事者の仲間たちがいるとか、そういった機関があればどうかと少し思つたのですけれども、もし御意見があればお伺いできますでしょうか。

○全国里親会（岩橋様） 今、日本の中で里親を支援しようという団体は本当に数多く出てきているのですが、里子や実子の子どもたちのケアをしようという支援の組立てがまだまだ少ないように感じてはいます。なので、里子さんが深刻ではないけれども、気軽に自分の気持ちを聞いてもらえる場所がもっとあればいいなどは切実に思います。各地の里親会でも里子たちがつながっていけるような仕組みづくりを頑張っている里親さんたちもいらっしゃるのですが、思春期になると参加がなくなつたりという問題もありますし、手軽に相談できる場所があれば、逆に思春期になつた頃に子どもたちが自由に相談できるいいなと思います。

○永野構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 よろしいですか。

どうしてもという方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

それでは、具体的なエピソードを交えながら分かりやすく御説明いただきまして、本当にありがとうございました。

本日も3名の先生方より示唆に富んだ有意義な幅広い意見をいただきました。本当にありがとうございました。また今後も御教授いただくようなところが出てくるかもしれません。そのときはどうぞよろしく願いいたします。

最後に、事務局から次回日程などの連絡事項をお願いしたいと思います。

○金子室長補佐 次回は12月14日月曜日の15時から17時で開催いたします。次回もまたヒアリングを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○相澤座長 それでは、本日のワーキングチームはこれにて閉会いたします。

御出席の皆様、ヒアリングに御協力くださいました3名の皆様、どうもありがとうございました。10日後もどうぞよろしく願いいたします。